

○東京都副知事の定数条例

昭和二二年六月三日
条例第四一号

東京都議会の議決を経て、東京都副知事の定数条例を次のように定める。

東京都副知事の定数条例

都に副知事四人を置く。

附 則

この条例は、公布の日から、これを施行する。

附 則(平成三年条例第四三号)

この条例は、平成三年五月十二日から施行する。